

を受けて、同組合が有する津山中央開発(株)への債権六億五千四百万円と中央街区組合から譲渡を受けた三億九千二百万円を相殺する。

⑨熊谷組は、全体準備組合へ貸し付けている十二億三百万円のうち、四億一千二百万円を放棄する。

⑩中央街区組合は、四億一千二百万円のうち、三億円を引き受ける。

この結果、中央街区組合には、約十五億円の債務が残り、全ての債権債務の整理が完了した吹屋町第三街区組合は、平成十八年五月に解散しました。

なお、中央街区組合においては、反対派賦課金五億四千四百万円、津山商業開発(株)の破産配当金四億八千八百万円、個人貸付金三億四千三百万円、旧(株)大黒屋に対する請求分二億円の合計十五億五千四百万円の回収を予定していましたが、津山商業開発(株)の破産配当が大幅に下回る見通しにあることや、旧(株)大黒屋が破産したため、約十三億五千万円が回収不能となり、中央街区組合は、熊谷組を相手方として、債権放棄を求める特定調停を平成十八年二月に東京簡易裁判所に申し立てました。



九. 資金流用された資金の用途等

〔津山商業開発(株)の場合〕

中央街区組合から、津山商業開発(株)に十五億二千三百万円が資金流用され、津山商業開発(株)には、ポンテリカの仮設店舗の建設費用三億六千万円、建設後の賃貸借名目で五億一千四百万円が資金として流れています。

(南新座地区と地区外物件の購入及びポンテリカへの流れの不可思議)

そして、この資金が具体的にどのようなに使われているかをみると、まず、南新座地区(アリコペールしんざ)の住宅十三戸と二階の業務床(旧組合事務所)の購入費に六億三千八百万円が充当されています。

また、開発区域外の物件として、京町(旧西松屋)の土地・建物三千三百万円、堺町(旧ヒロタビル)の土地・建物二億八千四百万円、元魚町(旧末沢ビル)の土地建物二億一千万円の購入資金に充当されています。ここで、特別委員会が注視したのが、購入した時期と中央街区組合が資金を貸し付けた時期です。

南新座地区の住宅等の床、開発区域外の物件の購入時期は平成二年頃でありましたが、中央街区組合から資金が貸し付けられたのは、平成六年七月以降です。したがって、帳簿上整理されている内容と矛盾することになり、特別委員会では、この点について、関係者の事情聴取を行い、中央街区組合役員や元事務局担当者